(イ)　同種工事
　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積50㎡以上でトンネル１本当たりの延長が200m以上ある道路トンネルの工事
⑸　配置予定の技術者等
　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、現場代理人を常駐する期間及び主任技術者又は監理技術者を専任で配置する期間は、工事現場が稼動(準備工事を含む。)している期間とする。
①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成６年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは⑷に同じ。
　同種工事
　　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積50㎡以上でトンネル１本当たりの延長が200m以上ある道路トンネルの工事
③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号)」に基づき、「地域４」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。
⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める共同企業体協定書㈱による協定書（案）が提出されていること。
ニ）各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
　また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　本工事では、３の⑶に示す技術提案項目について、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。)において、発注者が設定する最低限の要求要件を満たしていることを求める。
　よって、技術提案が採用されなかった場合若しくは技術提案がない場合においては、標準案で施工する時の注意事項の記載が適正であることが必要であり、この記載もない場合は、競争参加資格は認めない。ただし、企業の高度な技術力のうち工事中のコスト削減につながる提案、企業の信頼性・社会性に関する事項については、提案がない場合の標準案で施工する旨の意思表示及び施工上の注意事項の記載は必要ない。
⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
３　総合評価に関する事項
⑴　総合評価落札方式の仕組み
　本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（発注者が設定する最低限の要求要件を満たしている場合に付与する点数。以下同じ。)に最大30点の加算点（入札参加者が提出した技術提案の評価結果に応じて付与する点数。以下同じ。)を加えた点数を入札価格で除した数値（３の⑷でいう「評価値」)を算出し、この数値を比較して落札者を決定する方式とする。
　その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書による。
⑵　評価項目及び評価指標
　企業の高度な技術力、企業の信頼性・社会性を評価指標とし、評価指標を具体化した技術提案項目について入札説明書に基づき作成するものとする。
⑶　技術提案項目
◆企業の高度な技術力に関する事項
○性能・強度等
①　コンクリート構造物を構築するにあたり、耐久性を確保するために必要なコンクリートの配合設計・製造・施工・検査等の品質確保に関する留意点と具体的な対応策
②　飯谷第二トンネル終点側坑口部（ＳＴＡ69＋09～ＳＴＡ69＋45）付近におけるトンネル施工時の留意点と具体的な対応策
③　構造物裏込めを施工するにあたり、沈下抑制のために必要な裏込め品質管理手法、施工方法及び具体的な対応策
④　深礎杭（砂田川橋Ａ２）施工にあたり、性能・品質を確保するための留意点と具体的な対応策
○社会要請
⑤　ＳＴＡ59～62付近の盛土工・管渠工施工時における耕作地等への環境対策（土砂流出、濁水等）に関する留意点と具体的な対応策
⑥　トンネル坑内における安全対策に関する留意点と具体的な対応策
⑦　耳川橋Ａ１施工時における県道中野原美々津線に対する安全対策（落石、土砂流出等）に関する留意点と具体的な対応策
⑧　市道坂元飯谷線迂回時の一般車両及び歩行者への安全対策
○工事中のコスト削減につながる提案
⑨　契約後ＶＥ提案につながる基本的な考え方
◆企業の信頼性・社会性に関する事項
①　社会貢献度（工事現場及び現場事務所等における地球環境への取り組み）
⑷　評価及び落札者の決定方法
　入札参加者の技術提案項目を評価し、評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格の最も高い者を落札者となるべき者とする。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内で発注者の決める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
　なお、落札者となるべき条件については、次に掲げる要件に該当する者である。
①　入札価格が契約制限価格の制限の範囲内であること。
②　技術提案の内容が発注者が設定している最低限の要求要件を下回らないこと。
③　評価値が最低限の要求要件である標準点を契約制限価格で除した数値を下回らないこと。
⑸　評価点の付与の方法
　入札説明書に記載された要求要件を満たし、技術提案がない場合及び技術提案が有効と評価できない場合においては標準案の注意事項に適切な記述があれば、標準点の100点を付与するものとする。
　また、最大30点の加算点は、⑶の技術提案項目における提案で、評価を得た提案の項目数及び内容に応じ付与するものとし、評価指標毎の配点は次のとおりとする。
◆企業の高度な技術力に関する事項：25点
◆企業の信頼性・社会性に関する事項：５点